

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成27年3月30日(月)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後3時44分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 委 員 長 山 本 雅 章
委員長職務代理者 鎌 田 元 弘
委 員 石 坂 展 代
委 員 佐 藤 秀 樹
教 育 長 松 本 文 化

4. 出席職員 教育次長 松 田 重 人
管理部長 金 子 公一郎
学校教育部長 古 橋 章 光
生涯学習部長 瀬 上 きよ子
学校教育部参事兼指導課長 松 本 淳
生涯学習部参事兼社会教育課長 小 川 佳 之
生涯学習部参事兼青少年課長 鈴 木 隆
教育総務課長 度 会 益 己
財務課長 廣 瀬 清 美
施設課長 小 川 良 平
学務課長 棚 田 康 夫
保健体育課長 向 笠 真 司
総合教育センター所長 赤 熊 一 英
文化課長 田久保 里 美
生涯スポーツ課長 石 井 義 男

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第12号 船橋市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について

議案第13号 教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について

議案第14号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

- 議案第15号 船橋市事務決裁規程等の一部を改正する訓令について
議案第16号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
議案第17号 船橋市立船橋小学校用地の変更について
議案第18号 船橋市小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第19号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第20号 教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について
議案第21号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

- 報告第1号 職員の任免について
報告第2号 職員の任免について
報告第3号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 船橋市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の施行に関する要綱について
- (2) 平成27年度4月組織改正の概要について
- (3) 平成26年度学校におけるインフルエンザ、感染性胃腸炎等の発生状況について
- (4) 平成26年度第50回教育研究論文について
- (5) 平成26年度船橋市特別支援教育振興大会合同発表会について
- (6) 船橋市美術館運営等検討委員会からの提言書の提出について
- (7) 船橋市生涯スポーツ推進計画について
- (8) その他

6. 議事の内容

【委員長】

ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りします。

2月10日に開催しました教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第21号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。初めに議案第12号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第12号「船橋市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。資料は本冊の1ページをご覧ください。

この規則を制定する理由ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日から施行されることに伴い、船橋市教育委員会公告式規則、船橋市教育委員会組織規則、船橋市教育委員会会議規則、そして船橋市教育委員会傍聴人規則、この4つの規則の一部改正が必要となりました。これらの規則の改正理由は同じであるため、1つの規則にまとめて制定するものでございます。

それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

最初に、船橋市教育委員会公告式規則の一部改正です。

第1条につきましては、法律が改正され、法律の条に繰り下げが生じたため、規定の整備を図るものです。

第2条につきましては、法改正により、委員長が廃止され新教育長に一元化されるため、「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改めるものです。

次に、船橋市教育委員会組織規則の一部改正です。

第3条第9号です。この規定は、教育委員会の議決事項のうち職員の任免について定めたものです。現行の教育長は教育委員会が任命しておりますが、改正後は、市長が議会の同意を得て直接教育長を任命するため、教育長を規定から除く改正でございます。

次に、第4条です。第4条は、教育委員会は、議決事項及び教育長の専決事項以外の事務を教育長に委任するという規定ですが、ここに新たに、9ページのとおり、第2項、第3項の2項を加えます。

内容は、第2項が、教育委員会から委任を受けた事務のうち、教育長みずから、または教育委員会が重要または異例に属すると認めるものについては、教育委員会の意見を聞いて処理しなければならないという規定で、第3項が、同様に、重要と認めるものについては、次の会議において報告しなければならないという規定です。

この2項を加える理由ですが、法改正後の新教育長は、教育委員会を代表し、かつ事務局の指揮監督者でもあり、新教育長の権限は他の委員と比較して大きいものとなっております。そのため、教育委員による教育長の職務をチェックする機能を強化することが法律で規定されました。それを受けての規定の整備です。これは県から示されたモデル規則に倣った規定となっております。教育長だけでどんどん進めていくのではなく、重要なものについては教育委員会の意見を聞きながら処理し、また、次の会議で報告しなければならないと規定しております。

次に、第5条です。これは教育長の職務を規定した条ですが、「会議に出席し、議事について助言すること」、これを削ります。これは法律でも削られているものですが、理由は、改正後、新教育長は会議の主宰者になるので、あえて出席することとする規定は不要となるからです。

次に、第6条第2項の改正につきましては、先ほどの第4条と同じです。教育長の専決事項のうち、教育委員会が必要と認めるものについては、次の会議で報告しなければならないというものを加えた改正です。

次に、第7条です。教育長の職務代理者の規定です。現行は、教育次長が職務代理者となっております。改正後、新教育長は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は、事務局職員の中からではなく、委員の中から選任することとされましたので、その改正となります。

次に、10ページ、船橋市教育委員会会議規則の一部改正です。法改正で委員長が廃止されますので、改正の大部分は「委員長」を「教育長」に改めるものです。その部分の説明は省略させていただいて、それ以外の部分についてご説明いたします。

まず11ページ、第4条です。右側、「出席委員」を、左側、「出席者」に改めますが、これは、現行では教育長も委員ですので、出席委員と規定すれば全員が含まれていたのですが、改正後、教育長は委員ではなくなりますので、「出席者」という規定に改めるものです。

次に右側、第6条、第7条につきましては、委員長が廃止されますので、この部分を削ります。

次に15ページ、第24条をご覧ください。新たに議事の進行についての条を加えます。その理由は、新教育長が会議を主宰することになります。しかし、自身にかかわる議案の際には退席することもあります。そういったことを想定して、その場合、議事の進行を教育長が指名する委員に行わせることができるとした規定です。これも県のモデル規則に倣ったものです。

会議規則は以上です。

次に、17ページの上から4行目、船橋市教育委員会傍聴人規則の一部改正です。こちらも法律などの条ずれと、「委員長」を「教育長」に改める改正です。

最後に、この規則の施行日は、法改正と同日の平成27年4月1日となります。ただし、現教育長任期中は現行制度が続きますので、附則でその旨の経過措置を定めます。説明は以上でございます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

9ページの第7条、15ページの第24条は、教育長に何かあったときの条項というのは、その都度示すのですか。それとも、あらかじめこの場合はというのを決めておくわけですか。ずっとそれが継続するわけですか。

【教育総務課長】

第7条の「教育長の職務代理者」は、あらかじめ指名する委員が行うということで、事故があったり欠けたときに対応するためにあらかじめ指名しておくとなっております。その都度というか、いなくなったときにすぐに対応できるようにあらかじめ指名するようになっております。

それから、新しい第24条のほうは、少なくともその都度で構わないと思います。議事を進行して行って、教育長が退席しなければならぬときに指名すれば大丈夫だと思います。

【委員長】

具体的には、例えば職務代理という名前もなくなるわけですか。

【教育総務課長】

条文に職務代理者とは書いてはいないところですがけれども、条文の見出しに教育長の職務代理者というのはあるので、ここでは職務代理者と呼んでいいかと思います。

【委員長】

そのほか、よろしいですか。

それでは、議案第12号「船橋市教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第12号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第13号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第13号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」、ご説明いたします。資料は、本冊の21ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容ですが、法律に条の繰り上げの改正がありましたので、その部分について規定を改めるものです。

なお、この訓令につきましても、施行日は、法改正と同日の平成27年4月1日となります。ただし、現教育長の任期中は現行制度が続きますので、附則でその旨の経過措置を定めております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第13号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第13号については原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案第14号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第14号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」、ご説明いたします。資料は、本冊の25ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容ですが、委員長が廃止されることに伴い、委員長印を廃するものでございます。25ページ、26ページにひな形が載っておりますが、「委員長印」を廃止いたし

ます。

なお、この告示につきましても、施行日は法改正と同日の平成27年4月1日となります。ただし、現教育長任期中は現行制度が続きますので、附則でその旨の経過措置を定めるものでございます。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第14号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第14号については原案どおり可決しました。

続きまして、議案第15号について、教育総務課、お願いいたします。

【教育総務課長】

議案第15号「船橋市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令について」、ご説明いたします。

平成27年4月1日付をもって教育委員会事務局の組織改正を行うことなどに伴う規定の整備でございます。船橋市教育委員会事務決裁規程、船橋市教育委員会文書管理規程、船橋市教育委員会スクール・バス運営規程の3つの訓令を一つにまとめて改正いたします。

組織改正の内容につきましては、詳しくは後の日程で報告事項(2)の中で説明いたしますが、関係のある部分につきまして、今、先に説明をさせていただきます。資料は、本冊の81ページをご覧ください。81ページの上の部分となります。左側が現体制です。管理部財務課を解体し、業務を市長部局の企画財政部契約課と学校教育部学務課に新設する学校経理室に分けるものです。右側の中ほど、学校教育部学務課に学校経理室を新設しております。

その理由ですが、物品購入及び印刷製本の契約に関する事務につきましては、現在、市長部局においては契約課、教育委員会分においては財務課、消防局分につきましてはは

消防局総務課でそれぞれ行っておりましたが、この事務の効率化を図るため、平成27年度から当該事務を契約課に一元化するものでございます。そして、財務課の契約以外の業務、学校配当予算の管理、学校徴収金の経理指導等につきましては、学務課に学校経理室を新設し、事務を引き継いで行ってまいります。

それでは、訓令の内容についてご説明いたします。資料は、戻りまして本冊の33ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、船橋市教育委員会事務決裁規程の一部改正です。

別表第1、これは、教育長の決裁事項及び共通専決事項を規定しているものです。簡単に言いかえますと、事務ごとにそれは誰までの決裁かというものを定めているものです。今回、新旧対照表にありますとおり、左側、雑入金の減免を加えました。これは組織改正によるものではなく、給食費の公会計化が始まったことによるものです。就学援助の認定を受けた場合、給食費を免除しますので、ここに規定を加えました。雑入金となっておりますが、給食費につきましては、歳入の区分の費目では雑入金ということになります。

次に、34ページから37ページをご覧ください。別表第2ですが、これは各課の事務の決裁区分を定めているものです。財務課が解体されることによって、財務課に規定したものを学務課に移すという改正です。ただ、財務課の業務の一部につきましてはこれを機に見直しをして、教育総務課と施設課に振り分けるものもございまして、その規定の整備もしてございます。

次に、38ページをご覧ください。中ほどです。船橋市教育委員会文書管理規程の一部改正です。この別表には、文書を発する場合の文書記号を定めておりますが、財務課を解体いたしますので、それを削除するものです。

最後に、船橋市教育委員会スクール・バス運営規程の一部改正です。

スクール・バスの管理は、財務課長が行っておりました。規定の方法は、右側のとおり「教育委員会の財務を主管する課長」と規定してありますが、改正後は、ストレートに「学務課長」と規定することといたします。

なお、この訓令の施行日は、平成27年4月1日です。教育委員会制度改正の関係はありませんので、経過措置はございません。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第15号「船橋市事務決裁規程等の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第15号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、教育総務課、説明をお願いいたします。

【教育総務課長】

議案第16号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

船橋市教育委員会組織規則の一部改正につきましては、先ほど議案第12号でも、地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部改正に伴い、4つの規則をまとめた組織規則の改正を行っております。そして、この議案第16号でももう一度この改正を行うものですけれども、その理由は、議案第15号と同様で、平成27年4月1日付をもって教育委員会事務局の組織改正を行うことに伴う規定の整備でございます。このように、わかりやすくするために改正理由ごとに規則改正を分けるという手法もでございます。今回はその手法をとったものでございます。

それでは、資料、本冊の41ページの新旧対照表をご覧ください。

第9条、この表は、事務局の組織を規定したのですが、まず、管理部財務課です。財務課を解体いたしますので、管理部は2課体制となります。次に学校教育部保健体育課です。給食費の公会計化を実施することに伴い、保健体育課に給食費係を新設し、体制を強化いたします。次に生涯学習部文化課です。機動的な職員配置ができるよう係制を廃し、班体制といたします。規則には規定いたしません、文化振興班、埋蔵文化財保護班、歴史文化財班の3班体制といたします。

次に、42ページをご覧ください。財務課の解体により学務課に学校経理室を新設いたします。左側、児童・生徒防犯安全対策室とともにわかりやすく表で規定いたしました。

次に、第11条から第13条までの改正につきましては、財務課の分掌事務を学校経理室などに振り分けた改正です。

次に、44ページをご覧ください。第16条です。図書館の分掌事務ですが、第9号、図書館とオンライン方式で結んでいる公民館図書室のほかに、三山市民センター図書室についてもオンラインで結びましたので、規定の整備を図るものです。

次に、第11号です。「電子計算機」を「図書館システム」に改めるのですが、今月、図書館システムを入れかえました。「電子計算機」といいますと、単に単体のコンピュー

ターを指す用語ですが、今回新たに、図書館の内部業務だけでなく、将来のＩＣタグなどにも対応したシステムになったことを受け、電子計算機よりも広義の「図書館システム」に改めました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理者】

聞き逃したのかもしれませんが、４１ページの新旧対照のところ、文化課の係を廃止して班の制度に持っていくということだと思っておりますけれども、班は特にここには記載しないで一体的・効率的に取り組むということによろしいでしょうか。確認です。

【教育総務課長】

係制にしますと、規則にも書いてある固定になるのですけれども、班だと、そのときそのときに応じて、また課の中でもいろいろと組み直しもできます。今回は、文化振興係はそのまま文化振興班、そして、文化財係を２つに割って埋蔵文化財保護班と歴史文化財班という班体制になります。時によっては応援体制も柔軟にできますし、時代時代によって班というのは再編できるという、柔軟な体制ということでございます。

【鎌田委員長職務代理者】

例えば市民側の窓口というか、混乱を生じるおそれがないようにというその辺のご配慮はどんなものでしょうか。

【教育総務課長】

規則上は班というのは見えないのですけれども、通常のご案内、電話番号であるとか、そういう案内のところには班というふうにはっきりと書いてありますので、混乱はないように示してあると思います。

【委員長】

よろしいですか。そのほか、何か。

【石坂委員】

４４ページ、「電子計算機」という表記が「図書館システム」になったということですが、どうもつながりにくいというか、大丈夫ですか、この言葉。余りにも言葉

が通じないというか、注書きが必要ではないでしょうか。

【社会教育課長】

図書館で貸出や返却の図書の処理とか蔵書の分類、そういった図書に限ってのシステムなので、今回そういう形で名称を改めたということだと思います。

【委員長】

一般に通用している言葉、固有名詞のようなものですか。

【社会教育課長】

比較的、そういうシステムの名称で使っているところもございます。

【委員長】

そのほか、何かございますか。

今までの議案全て、今度4月1日からがらっといろんなことが変わるということで、混乱なく移行していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第16号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第17号について、施設課、説明をお願いいたします。

【施設課長】

議案第17号「船橋市立船橋小学校用地の変更について」を説明させていただきます。資料は、本冊の45・47・49ページの3ページになっております。

変更する土地、船橋市本町四丁目1262番18ほか、変更前の面積が8,358平方メートル、変更後の面積が7,903平方メートルとなります。

既にご案内のとおり、船橋小学校は、耐震改修事業の一環として改築工事を実施しまして、平成26年の9月末に完成をしております。この改築事業は、学校用地の効率的利用を主眼に置いて計画されており、校庭を分断していた道路を南側につけかえ、校舎棟を一体型の6階建てとすることで、100メートルの直線走路と200メートルのト

ラックを確保し、さらに中央保育園の建設用地も提供しております。今回、確定測量と分筆登記が完了しましたので、ご審議いただくものでございますが、船小周辺は昔ながらの古い家も多く、確定測量では公図と現況の土地形状が違っていたり、また、相続が発生し、相続人を確定し、境界確定協議を行うのに時間を要したために、今月の議案提出となりました。

説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第17号「船橋市立船橋小学校用地の変更について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第17号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

議案第18号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。資料51ページからです。

このたびの規則につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものです。

新旧対照表の53ページから55ページをご参照ください。

平成26年2月21日、地方公務員法が一部改正され、「配偶者同行休業」という新たな休業制度が創設されました。これは、配偶者の海外転勤などを機に、有為な職員が離職を余儀なくされる状況を回避することを目的として、職員が配偶者の海外勤務等に同行する場合において、最長3年間の休業を認めるという制度です。

千葉県においては、平成26年10月21日、「職員の配偶者同行休業に関する条例」を制定し、県費負担職員について同制度が適用されております。これに伴い、本市においても関連例規の内容を同制度に対応した形に改める必要がございます。具体的には、

船橋市立小学校及び中学校管理規則第40条第2項及び船橋市立特別支援学校管理規則第59条第2項において、「自己啓発休業」の次に「配偶者同行休業」という文言を加えます。また、第12号様式の中に新たに「配偶者同行休業」の欄を設けるといふものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
あくまで海外で、国内の遠いところというのは認められないんですね。

【学務課長】

そうです。海外ということです。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、議案第18号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第18号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号について、学務課、説明をお願いいたします。

【学務課長】

それでは、議案第19号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、ご説明いたします。資料の57ページからになります。

このたびの訓令につきましては、さきにご審議をいただいた船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則と同様、地方公務員法等の一部改正による配偶者同行休業制度が導入されたこと、加えて、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴い、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する必要がございますので、本日の定例会におけるご審議をお願いするものです。

新旧対照表の67ページから74ページをご参照ください。

配偶者同行休業導入に関する改正事項については、第12条の6として配偶者同行休業について規定した条項を新設します。また、承認申請書など5つの関連様式を新たに規定するというものです。

続いて、消防団との兼職に関する改正事項についてでございます。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、近年、東日本大震災を初めとした災害が頻発し、地方防災の重要性が増大する一方で、少子高齢化等により防災活動の担い手確保が困難になっている社会情勢に鑑み、消防団を中核に地域防災力の充実強化を図ることをその基本理念としております。第10条において公務員の消防団員との兼職に関する特例が定められています。

通常、公務員が兼職を行うには、任命権者の許可が必要となりますが、同条では、公務員が消防団への入団を申し出た際は、職務の遂行に著しい支障がある場合を除きこれを認めなければならないとし、通常の兼職とは異なる取り扱いが定められています。これを受け、千葉県为学校職員服務規程が一部改正され、消防団員との兼職の規定を盛り込んだものになっております。つきましては、本市学校職員の服務規程も同法に対応したものとするため、議案及び新旧対照表にありますとおり、新たに消防団員との兼職承認に関する条項及び関連様式の整備を図る必要があると思われま。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理者】

消防団というと、地域に所属するようなケースが多いと思いますけれども、例えば小学校区と地区別の消防団があるとすれば、第何分団に近いとか合致すればすごくいいと思いますけれども、住んでいるところとそうではないところが兼職となったりすると、どっちが優先するのかという混乱はないのでしょうか。

【学務課長】

おっしゃるとおり、発生した状況ですとか時間帯、あるいは時期的なものもあるかと思ひます。優先されるべきところが一体どこなのか、その場合、場合でなかなか判断が難しい部分があるかと思ひますので、これにつきましてはまたよく精査していきたいと考えております。

【鎌田委員長職務代理者】

消防団との兼職を促進しようということであれば、そこら辺の管理状況があつてから

こういう規定を定めるほうが流れとしてはいいのかなと個人的には思います。先ほどの海外に行くようなケースはレアケースだと思うのですが、消防団員さん、特に若い担い手がいないとなると、若い先生はこういう需要が大きく高まると思いますので、本当に混乱がないようにしていただけるとありがたい。その上でこういう法律を定められればと個人的には思います。

【委員長】

ケースが少し違うかもしれないのですが、参集訓練で、災害があったとき、医師会の医者は各小学校に行かないといけないという規定があるんですけれども、勤務しているところと自宅が離れている場合があるので、これはケース・バイ・ケースで自分で判断してやるしかない。行けるところでやりましょうと言うしかないのではないかと、医師会ではそういうふうに考えています。行けたら担当の学校に行けばいいのですが、そういう場合はなかなか難しいときがありますので、そのときは行けるところで自分の力を発揮するというふうにお願いしています。

【佐藤委員】

私も消防団の件でお伺いしたいのですが、これは平成25年の法律によって定められているということのようですが、今まで職員が消防団員になるというケースは教育委員会に限らずあったのでしょうか。

【学務課長】

教職員が消防団員を兼ねるというケースにつきましては、申しわけありません、こちらでまだ把握はしておりません。

【委員長】

ほかの市職もですね。

【佐藤委員】

そうです。市職もあったのかなと。わかりました。それはあればお伺いしたかったですね。

あと、もう一回確認したいのが、先ほどの鎌田先生の話と一緒になるのですが、勤務先における消防団になることも可能であるのか。自分が住んでいるところの消防団に加入するということも、両方あるのかなと思うのですが、東京なんかですと、住んでいる人が少ないので、消防団は、企業から派遣されるケースがあるという話も聞いたことがあるのですが、そこら辺はどちらもできるという考えでいいのでしょうか。

【学務課長】

勤務先云々の規定等については確認しておりません。その辺につきましては確認をして、改めてご報告させていただければと思います。

【佐藤委員】

一つ、意見みたいなものですが、消防団員がなかなかいないところの話をよく聞きますので、もし学校で誰かが受けてくれるという話になると、消防団がこぞって学校にお願いをしに行くということもあるかもしれません。私も地元で消防団の後援会長をやっているものですから、消防団が学校との連携をとりたいということもよく言っておりますので、そこら辺もあわせてこの訓令の変更について検討していただければなど。訓令自体の変更は構わないのですが、学校の先生方の意識とか、校長先生も含めて意識を持ってもらわないと、もしかすると他からいろいろな情報が入ってくる可能性があるなと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

よろしいですか。

それでは、議案第19号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第19号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第20号について、指導課、説明をお願いいたします。

【指導課長】

議案第20号「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について」でございます。

この規程は、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の規定によりまして、教育課程編成の基準等を定めている規程でございます。この規程のうち、特別支援学級の合同宿泊学習に関する部分を一部改正しようとするものでございます。

初めに、改正の理由についてでございますが、特別支援教育におきましては、規程が施行されました平成15年当時と状況に非常に大きな変化がございまして、その対応が

必要になってきております。具体的に申し上げますと、特別支援教育の充実が図られてきております。その結果、特別支援教育の行事全体の見直しを図る必要が生まれていること。また、特別支援学級の在籍者数が増加傾向にあります。宿泊学習の実施につきましても柔軟に対応する必要があること。また、特別支援学級の合同宿泊学習については、各学校の実態や児童生徒の発達段階に即した支援ができるように、各学校に裁量の幅を持たせる必要があるということがございまして、特別支援学級設置校校長会からの申し入れもございます。

それでは、改正案についてご説明いたします。77ページ、78ページ、新旧対照表をご覧ください。

第4条第2項4号中の「ただし、特別支援学級の合同宿泊学習を実施する場合にあっては、小学校第4学年以上を対象とし、2泊3日とすること。」、この下線部分を削除いたします。さらに、第4条第2項第6号中「ただし、特別支援学級の合同宿泊学習を実施する場合にあっては、校長又は教頭（副校長を置く学校にあっては、校長又は副校長若しくは教頭）を参加させること。」を削除いたします。第7号の次に1号加えます。第8号として「特別支援学級の合同宿泊学習を実施する場合にあっては、当該校長間で十分協議の上、実施すること。」を入れます。それに伴いまして、第9号を第10号、第10号を第11号と、号をずらすこととなります。

これは、平成27年4月1日から施行することとなります。

特別支援学級の合同宿泊学習の現状について、簡単にご説明をさせていただきます。

平成26年度は、小学校は4学年以上を対象といたしまして、7月22日から24日、参加者128名で、千葉県少年自然の家で実施いたしました。それから、中学校につきましては、6月25日から27日、一宮少年自然の家で参加者132名で実施いたしました。非常に大きな成果がございまして、継続をしていくことになるのですが、人数の関係とか、特別支援に関する考え方などが変わってきておりますので、それに合わせて宿泊学習を展開していきたいということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理者】

例えば2泊3日と、これまでは相当限定した言い方をしていますが、これが3泊4日だったり、決まったところを何週かに分けたり、そういう教育効果を狙ってさまざまな運営形態が可能になるということが最終的な狙いなのでしょうか。

【指導課長】

そのように考えているところですが、現実的には、あまり多くの日数をかけることは、特別支援教育の現状においては厳しいものがあるかなということで、2泊3日ということにつきましては、それでやっていきたいと思っているところですが、どういう児童生徒を参加させるかとか、幾つかに分けるとか、そういうことについては、設置校校長会が企画運営をするということで現在考えているところでございます。

【委員長】

そのほか、何かございますか。

【佐藤委員】

鎌田先生と同じような質問になると思いますけれども、2泊3日とかなり限定的に規定されていた理由というのは何かあるのでしょうか。

【指導課長】

1泊ですと、行ってすぐ帰ってくるようなことになりまして、活動内容が限定されるということがあります。それで2泊ということで日数がとってあるのですが、これがまた3泊となるとどうなのかなというところはまたあるかと思えます。一応、2泊3日が適当だろうということで、現状としては2泊3日になっているということでございます。

【委員長】

よろしいですか。そのほか、何か。

【石坂委員】

「2泊3日とすること」と今までであった部分、それはそれでよかったのではないかと思います。日にちを削除しないで、このぐらいが妥当だとか書いておいたほうがいいのかと思います。

あと、合同宿泊学習は、一宮にしても千葉のほうにしても、一回で何人ぐらい行けるんですか。

【指導課長】

まず最初、人数につきましては、一度に行くのは100人程度が限界だろうということです。これから人数が多くなっていくだろうということがございますので、この持ち方もどういうふうにしたらいいかということは検討を要するというところでございます。

それから、2泊3日の件でございますが、2泊3日という規定でしてしまうのではなくて、運用についてまた別に出していきますので、運用について2泊3日ということでは

当面は入れていきたいと考えております。実は、現在、特別支援学級全部を同じ形で宿泊学習をやっているのですが、障害種に応じた宿泊も必要なのではないかという考えもございまして、全く同じ場でやっていくのは非常に困難ではないかということで話がございまして、それである程度柔軟にやっていきたいということでこの変更を上程させていただいたところでございます。

【委員長】

よろしいですか。

鎌田委員。

【鎌田委員長代理職務者】

2泊3日の件、旧でいうと(10)、新でいうと(11)ですが、海外でもあり得るといようなことが書かれています。グアムぐらいだったら2泊3日は可能かもしれませんが、海外だと2泊3日は無理というケースが多いと思うのです。海外の部分を促進したいといようなこともあって、2泊3日とか具体的なところを外したという狙いもあるのでしょうか。

【指導課長】

特別支援学級の宿泊学習については、海外というところは現状としては考えておりません。

【委員長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第20号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号について、文化課、説明をお願いいたします。

議案第21号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【委員長】

続きまして、臨時代理の報告に入ります。

それでは、報告第1号について、教育総務課、報告をお願いいたします。

【教育総務課長】

報告第1号「職員の任免について」、ご報告いたします。資料は、別冊1の1ページから5ページでございます。

主幹以上の事務局職員及び教育機関の長の任免に当たっては、教育委員会会議において議決を得るものでございますが、内示日程等の関係で会議を招集するいとまがございませんでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定により、臨時代理を行ったものでございます。

まず、1としまして、平成27年3月31日付で定年退職する職員でございます。瀬上きよ子生涯学習部長を含め12名でございます。

次に、2としまして、平成27年3月31日付で三浦政憲中央図書館長及び相川健一市民文化ホール館長（市民文化創造館長事務取扱）が早期退職となります。

次に、3としまして、平成27年4月1日付で県費負担教職員等として任用されるため、平成27年3月31日付で退職する職員でございます。松田重人教育次長を含め6名でございます。

次に、4としまして、平成27年4月1日付で昇任または配置換えする職員でございます。学校教育部長の古橋章光が教育次長へ、施設課長の小川良平が管理部参事（施設課長事務取扱）へ、学務課長の棚田康夫が学校教育部参事（学務課長事務取扱）へ、保健体育課長の向笠真司が学校教育部参事（保健体育課長事務取扱）へ、生涯学習部参事（青少年課長事務取扱及び青少年会館長事務取扱）の鈴木隆が生涯スポーツ課長事務取扱へ、教育総務課長補佐の滝口達哉が教育総務課主幹（教育総務課長補佐事務取扱）へ、指導課主幹（指導課長補佐事務取扱）の大村尚が指導課長へ、保健体育課長補佐の三澤史子が保健体育課主幹（保健体育課長補佐事務取扱）へ、教育総務課長補佐の二野史靖が社会教育課長へ、北部公民館長補佐の新宮秀則が西部公民館長へ、体育施設管理事務所長の小川和男が郷土資料館長へ、二和公民館長の和田昌子が学務課学校経理室長へ、総合教育センター教育支援室副主幹の亀田智久が総合教育センター教育支援室長へ、視聴覚センター副主幹の三上邦義が視聴覚センター所長へ、社会教育課副主幹の會津真子が一宮少年自然の家所長へ、法典公民館長の鯉淵誠が二和公民館長へ、財務課主査（財務課用度係長事務取扱）の鈴木雅人が三田公民館長へ、海老が作公民館主査の土屋吉一が小室公民館長へ、三咲公民館主査の渋谷司が三咲公民館長へ、浜町公民館主査の関根久美子が海神公民館長へ、社会教育課副主幹の竹内富雄が東図書館長へ、飛ノ台史跡公園博物館副主幹（飛ノ台史跡公園博物館長代理事務取扱）の高橋和男が飛ノ台史跡公園

博物館長へ、以上、22名が変更となります。

次に、5としまして、平成27年4月1日付で市長事務部局へ出向する職員でございます。管理部長の金子公一郎、生涯学習部参事（社会教育課長事務取扱）の小川佳之、財務課長の廣瀬清美、社会教育課主幹（社会教育課長補佐事務取扱）の湯浅孝雄の4名でございます。

次に、6としまして、平成27年4月1日付で市長事務部局から教育委員会へ転任する職員でございます。総務部参事（職員課長事務取扱）の原口正人が管理部長へ、健康部長の佐藤宏男が生涯学習部長へ、広報課長の古島秀昭が生涯学習部参事（青少年課長事務取扱及び青少年会館長事務取扱）へ、秘書課国際交流室長の羽鳥賢二が東部公民館主幹（東部公民館長補佐事務取扱）へ、地域福祉課長の金子昌利が中央図書館長へ、子ども政策課長の加藤健一が市民文化ホール館長（市民文化創造館長事務取扱）へ、農業委員会事務局主査の加藤隆一が保健体育課児童・生徒防犯安全対策室長へ、都市整備課主査の吉野成重が法典公民館長へ、地域福祉課主査の松島一正が丸山公民館長へ、二宮出張所長補佐の松本浩宣が塚田公民館長へ、会計課主査（会計課歳出係長事務取扱）の高橋頼子が宮本公民館長へ、監査委員事務局主査の田中重雄が西図書館長へ、以上、12名の転任でございます。

次に、7としまして、平成27年4月1日付で県費負担教職員から任用する職員でございます。若松中学校長の秋山孝が学校教育部長へ、芝山中学校長の尾楠欣也が指導課主幹（指導課長補佐事務取扱）へ、塚田小学校長の秋元大輔が総合教育センター所長へ、飯山満中学校長の増戸隆之が総合教育センター主幹へ、御滝中学校長の小市昌夫が総合教育センター主幹へ、習志野台第二小学校長の竹田公好が生涯スポーツ課主幹へ、芝山西小学校長の松鶴富美子が北図書館主幹へ任用となります。

次に、8としまして、平成27年3月31日付で非常勤一般職を退職する職員でございます。三田公民館長の高仲延和、小室公民館長の柏崎清、三咲公民館長の川名部芳秋が退職となります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告第2号について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

報告第2号「職員の任免について」、資料は別冊1の7ページでございます。

船橋市立船橋高等学校管理職の任免については、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定による教育長の臨時代理により決定させていただきましたので、ご報告

いたします。

市立船橋高等学校でご尽力いただいた山崎成夫校長は、千葉県教育庁教育振興部体育課課長へ転任となります。新たに、船橋市総合教育センター所長より赤熊一英校長が赴任します。また、石渡靖之教頭は、船橋市教育委員会学務課副主幹へ転任となります。新たに、県立千葉女子高等学校より米澤努教頭が赴任します。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告第3号について、学務課、報告をお願いいたします。

【学務課長】

続きまして、報告第3号「県費負担教職員の任免に関する内申について」、ご報告申し上げます。別冊1の9ページから22ページまでになります。

平成26年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が16名、行政へ異動した者が8名、県立高校へ帰還した者が1名おりましたので、平成27年度、市内に25名の新たな校長を配置いたします。25名の校長のうち、再任の校長は6名、管外他市及び県立高校からの帰還者は2名、県立高校からの新任校長は1名、市内からの新任校長は16名となっております。そのほかに、管外他市に1名新任校長として配置されました。56歳以下の年齢の若い新任校長につきましては、8名配置いたしました。

次に、副校長でございますが、教頭から副校長に昇任した者が1名、行政からの者が2名おりましたので、現在、市内に3名の新任副校長を配置いたしました。

次に、教頭でございます。退職者が3名、教頭から校長に昇任した者が2名、降任した者が2名、行政や他市に異動した者が19名おりましたので、平成26年度末は26名の教頭が配置が可能となりました。これによりまして、平成27年度新たに教頭として異動した者は、新任教頭で市内に22名配置することができました。そのほかに、管内他市に1名新任教頭として配置いたしました。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今の新任校長と新任教頭の数というのは、団塊の世代が抜けていますけれども、例年

と比べて大体同じぐらいの数の方がなることになりますか。

【学務課長】

昨年度より退職校長は少ないです。ただ、来年度になりますと、今年よりも多く、20数名の退職校長が予定されております。

【委員長】

そのほか、何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項（1）及び報告事項（2）について、教育総務課、報告をお願いいたします。

【教育総務課長】

報告事項（1）「船橋市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の施行に関する要綱について」、ご報告いたします。資料は本冊の79ページでございます。

法律の改正に伴い、「船橋市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例」を、平成27年第1回船橋市議会定例会に上程し、可決したところであります。

この条例では、教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間については、教育委員会の定めるところにより、いわゆる一般職の職員の例によるものとされておりますことから、この条例の施行に伴う具体的な事務の取り扱いについて要綱を定めたいと考えております。

要綱の制定につきましては、本来、教育長限りにおいて定めて差し支えないものがありますが、今回、法改正に伴う教育長の身分の変更等は教育長自身に係ることであり、教育委員会委員のご意見をいただきながら制定したいと考え、この場をおかりして報告事項としてお示しさせていただきました。ご意見があった部分につきましては、十分に参考にさせていただきながら、要綱を制定してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

要綱の内容ですが、全て一般職の例によるのではなく、教育長の職責を鑑みると、適用すべきでない事項がありますので、それを規定するものです。

具体的には、第2条第2項です。第1号、分限処分による休職及び懲戒処分による停職につきましては、地方公務員法上の処分であり、同法の適用がない特別職に適用させることは適当ではないと考えたこと。第2号、職員団体が行う適法な交渉に参加すること。第3号、職員団体の役員として専ら従事する在籍専従の許可に関しましても、特別職である新教育長が職員団体の役員等となって活動することは考えられないことから、

これらについては除外することと定めております。また、第4号では、これら以外につきましても、教育長の職責から適当ではないと考えられることにつきましては、適宜対応できるような規定となっております。

以上でございますが、ご意見がございましたら、それを十分に参考にさせていただき要綱を制定してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項(2)をご説明いたします。平成27年4月組織改正の概要についてです。資料は本冊の81ページになります。

先ほど、規則改正の際に一部先にご説明したところですが、改めて全体を説明いたします。

まず、管理部財務課を解体いたします。市長部局、教育委員会、消防局でそれぞれ行ってきた契約業務を市長部局で一元化し、効率化を図ります。そのため、管理部は財務課を廃止して2課体制となります。

次に、学校教育部です。学務課に市立高校班を教員籍を含む3人体制で新設いたします。魅力ある市立高校へ改革するため、また、市立高校の通常業務以外の重要案件、今回、第3体育館建て替えでありますとか、そのような事務を行う組織です。そして学務課に学校経理室を新設いたします。財務課で行っていた契約以外の業務を引き継ぎます。

そして、指導課です。従来から課長補佐2人制ですが、今まで2人とも教員籍でした。指導課は、学校への指導業務だけでなく予算も多く持っております。事務の円滑化を図るため、課長補佐の1人を事務職に付け替えました。

次に、保健体育課です。給食公会計化の実施に伴い、給食費係を新設し、体制を強化いたしました。

次に、82ページ、生涯学習部文化課です。機動的な職員配置ができるよう係制を廃し、班体制といたしました。文化振興班、埋蔵文化財保護班、歴史文化財班の3班体制といたします。規則には載りませんが、組織図でありますとか市民に案内するときには、このようにはっきりと班のほうを示してまいります。

最後に、生涯スポーツ課です。昨年の夏、高校総体が終わりましたので、高校総体班を解散いたします。今後とも、必要に応じて時代に即した組織の見直しを考えてまいります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告事項(1)(2)がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【鎌田委員長職務代理者】

前の項目で質問させていただいたことと絡むのですが、係と班の違いというのは、例えば適宜チームを組めるのが班で、係はそれに専念するというような意味合いだったと思うのですが、係というのはこういうものである、班というのはこういうものである、というようなルールはどこかにあるのでしょうか。

【教育総務課長】

市の規則などに班というのは実は載ってはいないです。それで組織規則でも載せないわけです。係というのは、先ほどもありましたが、メンバーがその仕事に固定されてしまいます。その点、班体制になると、自由自在に係の入れかえとか班員の入れかえ等もできますので、所属長の考えによってかなり柔軟に対応できる。決まりというのは特にどこかに明記されているわけではないですけれども。

【委員長】

そのほか、何かご意見、ご質問等ございますか。

【石坂委員】

先ほど異動のご案内で、市船の校長先生と教頭先生が2人ともかわってしまうようですけれども、学校教育部の中の市立高校班ですか、こちらに何かしら市船にかかわる方がいらっしゃるんですか。

【学務課長】

先ほどご報告をさせていただきました石渡教頭が学務課市立高校班副主幹として転任をしております。

つけ加えさせていただきます。市立船橋高等学校、教頭は2人おりますので、今回、校長と教頭の異動ということはありますが、もう一人教頭は残っておりますので、事務引き継ぎ等については支障がないものと考えております。

【委員長】

そのほか、何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

【佐藤委員】

とても基本的な部分でお伺いしたいというか勉強させてください。条例の施行に関する要綱というのはどういうことなのかなどと思って、まず、それを教えていただければと思うのですが。

【教育総務課長】

条例の規定に「教育委員会の定めるところにより一般職の例による」と、「教育委員会の定めるところにより」という文言が入っておりまして、それを受けて、規則などでも定めるといふのはあるのですけれども、今回の場合は、事務の中身という意味合いがありますので、要綱で教育委員会の定めるところによって定めたところでございます。

【管理部長】

概略これを平たくもう一度ご説明しますと、これは新教育長に関する職免の規定です。新教育長は、特別職になりますので、通常は職務専念義務とか書いていないんです。ところが、地教行法だけは、新教育長には職務専念義務がありますよというのを規定しております。そうしますと、その逆に、職務を免除してもらう時間とか職務を免除してもらえる理由というものを明定化しておかなければいけないということで条例を定めた。その条例が、通常は一般職がとるような職免ならとれるようにはしたんですけれども、とはいっても教育長ですから、例えば、先ほど課長が申し上げたように、組合交渉に出るときも職免なんです。ところが、新教育長が組合交渉の側に、要するに労働者側に立って交渉するということはあり得ませんので、そういったものについては教育委員会の定めるところにより例外規定を設けましょうということで、標準的に初めから教育長の職免としてはあり得ないであろうというようなものを要綱で定めたということでございます。

佐藤委員おっしゃっているように、条例の下に通常やるのは規則ということになってくるわけですが、課長が申し上げたように、これは事務の取り扱いのルールですので、必ずしも規則を要しませんので、私どものほうでは要綱で定めて、ただ、要綱を定めるに当たっても、教育委員さんのご意見は伺った上で要綱を定めようということで、今回の報告事例に挙げさせていただいているということでございます。

【委員長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

これに関しては、いわゆる報告事項ということで問題ないわけですか。

【管理部長】

これを実際に規則で定めなければいけないかということになりますと、規則で定めなくても構いません。「教育委員会の定めるところにより」というのは、例えば一回一回決めていただいても結構ですし、さらにもっと申し上げてしまいますと、法の構成上、教育委員会の事務は全て教育長に委任されておりますので、理論から言いますと、教育長がみずから決めることもできるわけです。ただ、教育長が教育長の職免をみずから決め

るというのは、なかなか理解が得がたいということで、我々は今回、要綱で標準的なものをご承認いただきたいという形をとったということでございます。

【委員長】

よろしいですか。

【佐藤委員】

はい。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項（３）について、保健体育課、報告をお願いいたします。

【保健体育課長】

報告事項（３）の平成２６年度市内学校のインフルエンザ、感染性胃腸炎等の発生状況についてご説明いたします。資料、８３ページです。

まず、インフルエンザですが、今年度の特徴といたしまして、インフルエンザの影響が長期間にわたったということが挙げられます。最初の報告が１２月１日、昨年よりも１カ月以上早かったです。最終の閉鎖報告は３月１３日と、卒業式間近まで閉鎖をしていた学校もございました。日課変更や学級閉鎖などの措置をとった学校が５５校、昨年よりも５校増えております。しかしながら、学級閉鎖を実施した学級数を見ますと、小中学校で延べ１２９学級、昨年は２１１学級ありましたので、大分少なくなっています。昨年度に比べてインフルエンザのピークが早く訪れたものの、被害は少なかったのではないかとということがわかります。

なお、特別支援学校、市立高等学校等においては、学級閉鎖等はありませんでした。

裏の８４ページをご覧ください。麻疹につきましては、昨年と同様、今年度も発生しておりません。感染性胃腸炎につきましては、小学校で５校５８名、中学校で１校３３名、支援学校で１１名、合わせて７校１１２名の報告がありました。昨年度については５校９９名でしたので、若干多い報告となっております。

感染性胃腸炎につきましては、感染拡大を防止するために初期対応は重要なものでありますので、各学校におきましては、保健体育課で作成しました「感染性胃腸炎対応マニュアル」に従いまして、嘔吐物などの処理方法を職員に周知し、確実な初期対応を心がけてもらっております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

インフルエンザの予防接種なんかは、学校において奨励したりしているんですか。そういうことはしていないですか。

【保健体育課長】

手洗い、うがい、マスク等のことは言って、積極的にインフルエンザの対策をとるよ
うにということと呼びかけておりますけれども、予防接種を必ず受けるよ
うにとまでは
申しておりません。

【委員長】

今年は早くて、すぐ大流行するだろうと言われていたのが、いまだに散見されてい
るみたいですが、大流行というような印象はなかったように私も感じています。

【保健体育課長】

子供のほうは、学級閉鎖等鎮静化しましたけれども、今、大人のほうがご存じのよ
うに少し増えてきておりますので、現在は大人が気をつけなければいけないところに入っ
てきたと思います。

【委員長】

よろしいですか。

続きまして、報告事項（４）及び報告事項（５）について、総合教育センター、報告
をお願いいたします。

【総合教育センター所長】

本冊 85 ページ、報告事項（４）をご覧ください。平成 26 年度第 50 回教育研究論
文についてご報告いたします。なお、大変申しわけございません。資料のタイトルの部
分で論文の文の字が抜けております。おわびして訂正いたします。

それでは、ご説明いたします。

教育研究論文の授業は、教職員の自主的な教育研究及び教育実践を奨励することによ
り、本市の教育の充実に寄与することを目的としております。昭和 40 年から実施して
おりまして、今年で 50 回目となります。審査結果につきましては、資料のとおりでご
ざいます。本年度は、50 回を記念して例年の賞と特別賞を設けました。今年度は 20
名と、過去 3 年間の中で一番多い応募がございました。内容といたしましては、教科だ
けではなく、学校経営、道徳、健康教育等多岐にわたっております。応募者の傾向とし
ましては、今年度も若年層の応募が多く、経験年数 10 年以下の教員が 13 名で、その

うち、教育長賞を含め上位4名が入賞いたしました。今後、この研究結果が各学校での新たな実践や研究の貴重な資料となるよう、教育研究論文集として各学校へ配付いたします。

以上でございます。

それでは、続きまして、本冊の87ページ、報告事項(5)でございます。平成26年度船橋市特別支援教育振興大会合同発表会についてご報告いたします。

今年度より、市内を7つのブロックに分けて開催いたしました。参加者は、児童生徒約550名、一般の方々を含めご覧いただいた方は約800名でございます。分けて開催をいたしました理由は、児童生徒の増加によって、昨年まで使用していました会場の市民文化ホールでは収容が困難になってきたこと。また、児童生徒一人一人の発表時間を確保するため、さらに、分散開催により、児童生徒が居住する地域の方々に見ていただく機会とするためでございます。会場が公民館や学校の体育館となったことにより、時間的・空間的に余裕ができ、一人一人が舞台に立ち、活動する場面も多くなりました。また、会場によってはスクールガードの方や地域のお年寄りの方々、会場となった学校の教職員や通常学級の子供たちも見に来ておりました。来年度は、今年度の反省を生かして、合同発表会をよりよい形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員長職務代理者】

一つ前の報告事項(4)、教育研究論文のところで、第50回記念特別賞というのは今回だけで、今後はないということでしょうか。それとも、こういうような栄養部門、給食に力を入れていくような部門が出てくるとか、そういうご検討は。

【総合教育センター所長】

今回は50回の記念特別賞ということで、教育長賞に並ぶものを一つ50回記念として選出いたしました。ですから、これ以降につきましては、通常の形での表彰対象というふうを考えております。

【委員長】

ありがとうございます。よろしいですか。

【石坂委員】

今回、応募は20件ということで多かったということですが、PRといいますが、何かされたのでしょうか。

【総合教育センター所長】

一応、センターの係といたしましても、今回、50回目を迎えるということで、各学校のほうも含めてぜひ応募をということでございました。各校長先生方のご努力もいただきながら、本当に自主的に多くの方が参加していただいたという状況でございます。

【委員長】

よろしいですか。

では、続きまして、報告事項（6）について、文化課、報告をお願いいたします。

【文化課長】

それでは、資料は別冊2、報告事項（6）、美術館運営等検討委員会の提言書をこのたび提出していただきましたので、その件についてご報告させていただきます。

この委員会は、平成16年度に基本構想が策定されました（仮称）清川記念館と新たに寄贈が決定した吉澤野球博物館の活用について検討する必要性が生じ、既存の基本構想を見直し、それに基づく運営等を検討するために設置されました。このたび、平成25年・26年の2年間で10回実施した検討委員会より教育委員会に提言書が提出されましたので、ご報告をさせていただきます。

船橋は都心に30分で行きつけられるため、従来型の鑑賞型美術館の設置は市民の皆様方からも理解を得られないということで、この検討委員会では、今までの経緯、建設予定地、収蔵作品等を鑑み、都心に近い後発の美術館を設置するため、新美術館の使命として、「アートを通じて市民のコミュニティ形成を目指す場とする」と。その使命を実現するための活動方針として、特色的な活動等を書いていただいております。これらについては、本日お配りいたしましたA4用紙3枚の概要のほうにも簡単に書いておりますので、ごらんいただきたいと思います。

船橋市の基本理念「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を実現するための一つの要素として芸術活動がありますが、その一つの手段として美術館を設置し、市民の皆様が心豊かな生活を送れるよう、美術館の活動を通して市民が憩い、語り合い、創造し、交流できることを目指したいと考えております。

今後の予定ですが、提言書に書かれたことを具現化するためには、幾つかの課題の提示がありましたことから、今回の提言書を踏まえ、平成27年度は内部で精査をしてみたいと考えております。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【佐藤委員】

今、平成27年度は内部で精査するというお話でしたけれども、それは文化課のほうで今後のスケジュール等も含めて考えていくということですか。

【文化課長】

担当課ですので、文化課主導になりますが、私どもだけの事務の所管では無理な部分もございますので、それにつきましては、関係各課と連携をし合って精査していく予定でございます。

【委員長】

我々、行政視察に行って美術館を見せてもらったりするのですけれども、行くのは大体県庁所在地なので、県立美術館が多いんですが、相当特色のあるものでも運営が大変だという話をよく聞きます。そういう観点で見ると、非常にいい提言をしてくださっていると思いますので、こういうのを生かして検討していただきたいと思います。

【石坂委員】

提言書の11ページ、7行目の後半ですけれども、「行政側から市民への一方的なアートの提示から、市民の自主的なアートとの触れ合いに重点をおいたもの」、これが重要ではないかと。美術館を建てることだけを考えてしまいますと、その後の維持というものが大変になってしまいます。これまで長い間、15年ぐらい前から検討されているものなので、今後とも十分立ちどまって考えていっていただきたいと思います。

あと、船橋市の特徴として音楽がかかわりがありますので、まちかど音楽ステージのような気軽に聞き合えるスペースもあればいいかななんてちょっと思いました。よろしく願いいたします。

【文化課長】

ありがとうございました。

【委員長】

そのほか、何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(7)について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

【生涯スポーツ課長】

別冊の生涯スポーツ推進計画の策定ができましたので、ご報告いたします。

さきの12月定例会においてスケジュール等説明申し上げまして、1月6日から2月6日までパブリックコメントを実施しました。その結果、1名の方からご意見をいただき、内容等につきましては、特にこの計画に変更を及ぼす意見ではございませんでした。しかし、わかりづらい言葉を使っているということで、一番最後のほうに用語集を載せさせていただきます。

それと、意見ということですが、それぞれの所管課の事業または団体の中身等をもう少しオープンに、こういうふうにしたほうがいいですよというアドバイスをいただいた意見ですので、それぞれ関係所管課と関係団体のほうにその旨連絡をしたところでございます。

なお、この計画につきましては5年間の計画ということで、この4月から施行します。

この評価につきましては、毎年評価を行います。途中で3年目に、2年間経過した際に、第三者機関でありますスポーツ推進審議会の中で評価をお願いし、その結果を各所管課のほうにフィードバックし、事業の推進を図っていただく予定であります。

また、さらに2年間経過した5年目に再度評価を行い、次の計画を作成する予定であります。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

「市民の声」なんかはいつも一覧をいただいているんですけども、生涯スポーツ課に関する、施設も含め、運営の仕方についてもいろいろ意見が出ています。そういうものも少し反映されているようなところはあるんですか。

【生涯スポーツ課長】

「市民の声」で聞かれている案件につきましては、個々の要望等がございますので、この中には特に入れておりませんが、この1名の方のご意見があった中に、1つ申し上げますと、施設を利用する場合、予約でしていただきます。そのときに、公平性とかそういうところをきちんとやってほしいということがあります。実際、「市民の声」から来る要望の中にもそういう点もあります。そういう点を踏まえて計画の中に少しは触れていますけれども、具体的にはそれぞれ載せてはおりません。

【委員長】

そのほか、何かご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、続きまして、報告事項（８）、その他で何か報告したい事項がある方がいらっしゃいましたら、ここでご報告をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議３月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後３時４４分